

○大学動物実験施設における震災等への対応に関する内規

(平成 26 年 10 月 1 日)

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本内規は、武蔵野大学動物実験等に関する規程（以下「規程」という。）第 16 条に基づき、本学で計画、実施される動物実験等について、大災害時における貴重な動物資源の保護並びに地域環境への影響防止等について配慮するために必要な事項について定める。全般的な災害対策については、「学校法人武蔵野大学 本拠地消防計画」に従う。

(適応範囲)

第 2 条 本内規は、動物実験等を実施するすべての実験施設及び実験室において適用される。

(定義)

第 3 条 本内規に用いる用語の定義は、規程第 3 条に準用する。

(予防管理対策)

第 4 条 動物の福祉及び地域環境の保全へ配慮し以下について対策を行う。

- (1) 水源の確保
- (2) 飼料の備蓄
- (3) 空調の確保
- (4) 汚物処理用品の確保
- (5) 飼育台の固定
- (6) 動物の逃走防止

(災害発生時の措置)

第 5 条 災害発生時には、動物実験委員会（以下「委員会」という。）及び管理者の指揮のもと、状況に応じた以下の対応をとる。

- (1) 施設全体（動物を含む）の被害状況の概要を把握する。
- (2) 災害対策本部にすみやかに状況を報告する。
- (3) 地域環境を保全するために、直ちに拡散防止の措置を執る。
- (4) 動物福祉に配慮し、給餌、給水を確保する。

(教育訓練)

第 6 条 規程に基づく教育訓練時に、災害対策に関する教育を行う。

(改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、委員会の意見を聞き、学部長会議の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（第 1 条、第 5 条改正）

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。